

4. 信用事業の運営体制のあり方について

当JAとしては、農林中央金庫の代理店となった場合、信用事業運営の継続に伴う規制・制度への対応や貸倒などのリスク負担の軽減、営農指導や農業関連事業への人員のシフトが期待できるものの、代理店化に伴う減収（平成29年度ベースでの1億3千2百万円の減収に加え、令和元年度から令和4年度までの4年間にわたる預金奨励金の段階的な引き下げに連動した貯金手数料の減収）による農業関連事業への重大な支障、さらには、法令等の規制により農業を含む事業に関する貸出（ただし、制度資金等の規定化された商品を除く）の取り扱いが当JAとしてできなくなることによる農業振興などへの影響を勘案し、農協の役割である農業者の所得向上や生産拡大による地域農業の振興に今後とも継続的につとめていくため、信用事業の運営を含めた総合事業を継続的に展開する。

【JAの総合事業の展開による自己改革の実践に関する取り組みについて】

JAは農業者（正組合員）と地域農業の応援団（准組合員）が組織する協同組合として、農産物の販売事業、信用事業、共済事業などの様々な事業を「総合的」に展開することで、地域農業の振興と生活インフラ機能の一役を担っている。

これは、信用事業や共済事業などを含めた「総合事業」全体の収支のなかで実施しているからこそ、JAの経営基盤が安定し、「農業者の所得増大」「地域の活性化」を中心とした自己改革に取り組むことが可能となる。

農業・農村を取り巻く環境は、農業者の高齢化・担い手の不足、生産基盤の脆弱化など多くの課題を抱えており、JAは、引き続き「食と農を基軸に地域に根ざした協同組合」として、「農業者の所得増大」「地域の活性化」に向け全力で取り組むことが必要である。

このため、JAは、これからも「総合事業体」としての強みを活かし、地域農業の振興と組合員や地域住民の暮らしを支えるため、自ら不断の改革（自己改革）に取り組む。

以上